

○内閣府令第 号  
法務省令第 号

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第百二十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、社債等の振替に関する命令を次のように定める。

平成十四年十一月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法務大臣 森山 眞弓

社債等の振替に関する命令

（用語）

第一条 この命令において、社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二

十一 条、第二百二十三 条、第二百二十五 条及び第二百二十七 条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（振替機関への通知事項）

第三 条 法第六十九 条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第六十九 条第一項に規定する払込みに係る振替社債（短期社債を除く。） 次に掲げる事項
- イ 当該振替社債の総額
- ロ 当該振替社債の社債管理会社の商号
- ハ 各当該振替社債の金額
- ニ 当該振替社債の利率
- ホ 当該振替社債償還の方法及び期限
- ヘ 利息支払の方法及び期限

ト 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条の規定により当該振替社債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替社債に担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が付されている場合にあつては、同法第三十五条各号に掲げる事項

二 法第六十九条第一項に規定する払込みに係る振替社債（短期社債に限る。） 前号イ、ハ及びトに掲げる事項

2 前項（第二号を除く。）の規定は、法第六十九条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「法第六十九条第一項」とあるのは「法第六十九条において読み替えて準用する法第六十九条第一項」と、「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する商法第三百九条第一項に規定する地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、同号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条」とあるのは「地方財政法第五条の七」と読み替えるものとする。

3 第一項（第一号ト及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第百十七条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条」とあるのは、「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条第二項において準用する商法第三百四条」と読み替えるものとする。

5 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百十八条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「振替社債（短期社債）」とあるのは「振替特定社債（特定短期社債）」と、「社債管理会社」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社（特定目的会社による特定資産の流動化

に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第九十九条に規定する特定社債管理会社を含む。」と、同項第二号中「、ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第二百二十条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「法第六十九条第一項」とあるのは「法第二百二十条において読み替えて準用する法第六十九条第一項」と、「振替社債（短期社債」とあるのは「振替特別法人債（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利」と、「社債管理会社」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同項第二号中「法第六十九条第一項」とあるのは「法第二百二十条において読み替えて準用する法第六十九条第一項」と、「、ハ及びト」とあるのは「及

びハ」と読み替えるものとする。

7 法第二百二十一条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合 次に掲げる事項

イ 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数

ロ 受託者の商号

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号

ニ 振替投資信託受益権の口数

ホ 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数

ヘ 信託契約期間

ト 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

チ 受託者及び委託者の信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

リ 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

又 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額

ル 委託者又は受託者が運用の指図にかかる権限を委託する場合には、当該委託者又は受託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

ヲ ルの場合における委託に係る費用

ワ 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

カ 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 有価証券については次に掲げるもの限り投資として運用することとされているもの

一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価

証券

二 証券取引法第二条第一項第七号の二に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

三 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券

四 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で(1)及び(3)に掲げる有価証券の性質を有するもの

五 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条に規定する有価証券

七 証券取引法施行令第一条の三に規定する受益権及び証券取引法第二条第二項第二号に規定する

権利

八 証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物

(2) その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの

二 前号の場合以外の場合 法第二百二十一条において準用する法第六十九条第一項の信託に係る振替投資

## 信託受益権の総口数

8 法第二百一十一条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替貸付信託受益権の総額

二 受託者の商号

三 信託契約期間

四 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

五 信託報酬の計算方法

9 法第二百二十五条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替特定目的信託受益権の元本持分（資産の流動化に関する法律第百五十六条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）又は利益持分（同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）の総数

- 二 資産の流動化に関する法律第六十三条第一項に規定する原委託者及び同法第二条第十八項に規定する受託信託会社等の氏名又は名称及び住所
  - 三 各振替特定目的信託受益権の元本持分又は利益持分の数
  - 四 振替特定目的信託受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め
  - 五 前号に掲げるもの以外の振替特定目的信託受益権の内容
  - 六 特定目的信託契約の期間
  - 七 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定め
  - 八 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期
  - 十 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（代表権利者及び特定信託管理者に係る事項を含む。）
  - 十一 振替特定目的信託受益権の元本の額
  - 十二 振替特定目的信託受益権に係る特定資産の内容
- 10 第一項（第二号を除く。）の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第五号に規

定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「法第六十九条第一項」とあるのは「法第二百二十七条において読み替えて準用する法第六十九条第一項」と、「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同号チ中「担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第三十五条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による公示）

第四条 社債等の振替に関する法律施行令第十五条に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が発信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法により行うものとする。

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この命令は、平成十五年一月六日から施行する。

### （振替受入簿の記載又は記録事項）

第二条 法附則第十二条第一項第三号（法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする

る。

一 振替受入簿の記載又は記録を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 当該記載又は記録をした年月日

三 特例社債、特例地方債、特例投資法人債、相互会社の特例社債、特例特定社債、特例特別法人債及び特例外債が登録債である場合には、その旨及び登録機関の名称

2 第二条の規定は、法附則第十二条第二項（法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第

二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十八条第六項に規定する主

務省令で定めるものについて準用する。

（振替受入簿の閲覧等）

第三条 法附則第十三条第二号（法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十

条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情

報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（特例社債等の内容の公示）

第四条 第三条第一項（第二号を除く。）の規定は、法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは、「特例社債」と読み替えるものとする。

2 第三条第二項の規定は、法附則第二十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

3 第三条第三項の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

4 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは、「第一項（第二号を除く。）の」と読み替えるものとする。

5 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定す

る主務省令で定める事項について準用する。この場合において、同項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「振替社債（短期社債）とあるのは「振替社債（短期社債を除く。）」と、「振替特定社債（特定短期社債）とあるのは「特例社債」と、「同項第二号中「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「と読み替える」と読み替えるものとする。

6 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、同項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「振替社債（短期社債）とあるのは「振替社債（短期社債を除く。）」と、「振替特別法人債（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利」とあるのは「特例特別法人債」と、「同項第二号中「法第六十九条第一項」とあるのは「法第二百一十条において読み替えて準用する法第六十九条第一項と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「と読み替える」と読み替えるものとする。

7 第三条第七項（第二号を除く。）の規定は、法附則第三十二条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三項第七項第一号中「設定が、投資信託契約締結当初に係るものである」とあるのは、「設定された」と読み替えるものとする。

8 第三条第八項の規定は、法附則第三十三条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

9 第三条第九項の規定は、法附則第三十四条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

（特例社債等に係る発行者の同意に関する公告）

第五条 振替機関は、法附則第十八条に規定する公告をする場合には、当該振替機関の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ

れた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により、附則第十七条第一項の通知に係る特例社債について、抹消により振替機関に備える振替受入簿中の各口座の全部において減額の記載又は記録がされる日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執る方法その他公衆に周知させるに適当な方法とするものとする。

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項の規定は、法附則第二十七条第二項、法附則第二十八条第二項、法附則第二十九条第二項、法附則第三十条第二項、法附則第三十一条第二項、法附則第三十二条第二項、法附則第三十四条第二項、法附則第三十五条第二項及び法附則第三十六条第二項において準用する法附則第十八条に規定する公告について準用する。